

令和8年度放課後児童支援員等研修事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度放課後児童支援員等研修事業委託業務

2 目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

当該事業については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者並びに基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員等に対して、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じた研修及び他クラブとの情報交換・事例検討を実施することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

別添1「令和8年度放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 放課後児童クラブ資質向上研修事業

別添2「令和8年度放課後児童クラブ資質向上研修事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 放課後児童クラブブロック別研修会事業

別添3「令和8年度放課後児童クラブブロック別研修会事業委託業務仕様書」のとおり

5 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議してこれを定めるものとする。

別添 1

令和 8 年度放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務

2 目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

平成 27 年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（以下「基準」という）に基づき、放課後児童健全育成事業所の支援単位ごとに放課後児童支援員を置くこととされ、放課後児童支援員となるための認定資格研修は、国が定めた「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という）に基づき、都道府県が実施することとされた。

本事業は放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を、法人等に委託することにより実施するものである。

3 委託業務内容

放課後児童クラブの従事者として、業務遂行上、必要最低限の知識・技能の習得と実践の際の基本的な考え方や心得を認識してもらうため、ガイドラインに基づき認定研修を実施する。

・研修の企画・運営

- ①研修の日程、会場等の設定
- ②研修の内容の企画及び講師の選定
- ③研修の講師派遣依頼及び日程調整
- ④研修開催通知の作成
- ⑤受講申込書（市町村経由）の受付・とりまとめ

- ⑥受講者決定通知書の作成
- ⑦受講予定者名簿の作成及び県への送付
- ⑧研修で使用する資料等の作成
- ⑨研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑩研修当日の運営、受講者本人確認（受講予定者名簿で確認）
- ⑪研修レポート等のとりまとめ
- ⑫受講状況確認一覧の作成及び提出
- ⑬研修実施後の実績報告書の作成及び提出

4 事業の内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号いずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者。

(2) 認定資格研修科目等

ガイドラインに規定された科目及び時間数とする。

時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等は、別紙のとおりとする。

(3) 受講定員・実施回数

最低2回実施し、1回あたりの受講定員を100名程度とする。

2回のうち1回は9月～11月の間に実施すること。

(4) 研修方法

集合研修のほか、オンライン等を活用した研修を併用するなど受講生の利便性向上を図る実施方法とすること。

ただし、オンライン等による実施は受講会場の確保及び受講者の受講確認の協力が得られる市町村に限る予定である。

(5) 研修会場の設定

集合研修の会場については、受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場、又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場を、できる限り設定すること。

(6) 日程の設定

受講者が研修を受講しやすい日程、時間を設定すること。

(7) 講師の選定

研修科目・内容に対する専門的な知識及び経験を有しており、ガイドラインに沿った者を講師として選定すること。

(8) 研修で使用するテキスト等の準備

講師が選定する教材を使用するほか、受託者が作成した補足資料を使用することとする。

5 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、原則として受講者等が負担するものとする。

6 留意事項

(1) 業務遂行にあたっては、総括責任者を定めること。

(2) 契約締結後、速やかに研修計画を作成し、提出すること。

(3) 事業計画、予算及び事業運営上重要な項目については、事前に県と協議すること。その他、研修の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。

(4) 研修の実施状況及び研修受講者からの反応等について、県から報告を求められた場合は、誠実にこれに対応すること。

(5) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

(6) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。

(7) 研修受講者のレポートの提出状況等を確認すること

(8) 研修の科目のうち「1-①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」については行政職員が講師を務めるため人件費には含めないこと。

(9) その他研修の実施に必要な事項については、ガイドラインに沿って実施すること。

(10) 本仕様書に疑義が生じた時、または本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議し決定すること。

7 参考資料

事業実施にあたっては次の資料の内容を十分理解した上で、事業実施の参考とすること。

- (1) 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号こども家庭庁成育局長通知）
- (2) 放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

別添 2

令和 8 年度放課後児童クラブ資質向上研修事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度放課後児童クラブ資質向上研修事業委託業務

2 目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

平成 27 年度から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（以下「基準」という）に基づき、第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員及び同条第 2 項に規定する補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものとされ、国が定めた「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添 5「放課後児童支援員等資質向上研修事業実施要綱」の「Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づき、都道府県又は市町村が実施することとされた。

本事業は放課後児童支援員等として必要な知識・技能を習得並びに課題や事例を共有するための研修を、法人等に委託することにより実施するものである。

3 委託業務内容

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成事第 350 号こども家庭庁成育局長通知）の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施する。

・研修の企画・運営

- ①研修の日程、会場等の設定
- ②研修の内容の企画及び講師の選定
- ③研修の講師派遣依頼及び日程調整

- ④受講申込書（市町村経由）のとりまとめ
- ⑤受講予定者名簿の作成及び県への送付
- ⑥研修で使用する資料等の作成
- ⑦研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧研修当日の運営
- ⑨受講者アンケートの実施・回収・集計
- ⑩受講状況確認一覧の作成及び提出
- ⑪研修実施後の実績報告書の作成及び提出

4 事業の内容

(1) 研修対象者

・放課後児童健全育成事業実施要綱（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。

・「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験活動・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

(2) 研修内容

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

<主な具体例>

- 実践発表会
- 放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- こどもの発達の理解
- こどもの人権と倫理
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護

- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応 など

(3) 受講定員・実施回数

最低1回実施し、1回あたりの受講定員を200名程度とする。

(4) 研修会場の設定

受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場、又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場をできる限り設定すること。

(5) 日程の設定

受講者が研修を受講しやすい日程、時間を設定すること。

(6) 講師の選定

研修科目・内容に対する専門的な知識及び経験を有している者を講師として選定すること。

(7) 研修で使用するテキスト等の準備

講師が選定する教材を使用するほか、受託者が作成した補足資料を使用することとする。

5 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、原則として受講者等が負担するものとする。

6 留意事項

(1) 研修内容、実施時期、予算及び事業運営上重要な項目については、事前に県と協議すること。その他、研修の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。

(2) 研修の実施状況及び研修受講者からの反応等について、県から報告を求められた場合は、誠実にこれに対応すること。

- (3) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた時、または本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議し決定すること。

7 参考資料

事業実施にあたっては次の資料の内容を十分理解した上で、事業実施の参考とすること。

- (1) 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号こども家庭庁成育局長通知）

別添 3

令和 8 年度放課後児童クラブブロック別研修会事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度放課後児童クラブブロック別研修会事業委託業務

2 目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）第 10 条に規定する放課後児童支援員等に対し、放課後児童クラブで働く上で必要な知識、技術の習得及びスキルアップに繋がる講義及び他クラブとの情報交換・事例検討を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図ることを目的とした研修を、法人等に委託することにより実施するものである。

3 委託業務内容

放課後児童クラブの従事者として、業務遂行上、必要な専門的知識・技能の習得等のため、次のとおり県内 6 ブロックで研修を実施する。

・研修の企画・運営

- ①研修の日程、会場等の設定
- ②研修の内容の企画及び講師の選定
- ③研修の講師派遣依頼及び日程調整
- ④研修で使用する資料等の作成
- ⑤研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑥研修当日の運営
- ⑦受講者アンケートの実施・回収・集計
- ⑧受講状況確認一覧の作成及び提出
- ⑨研修実施後の実績報告書の作成及び提出

4 事業の内容

(1) 研修対象者

放課後児童健全育成事業に従事している者。

(2) 研修内容

研修時間は概ね2時間とし、放課後児童クラブ資質向上研修の内容と類似したものにならないよう配慮すること。また、1時間は意見交換会など、職員同士の情報交換となるような内容とすること。

(3) 開催地・受講定員・実施回数

ブロック	開催地	対象市町村
東部地区	別府市	別府市・杵築市・国東市・日出町・姫島村
中部地区	大分市	大分市・由布市
南部地区	佐伯市	佐伯市・臼杵市・津久見市
豊肥地区	竹田市	竹田市・豊後大野市
西部地区	日田市	日田市・九重町・玖珠町
北部地区	宇佐市	中津市・宇佐市・豊後高田市

※各会場1回の実施とし、1回あたりの受講定員を60名程度とする。

※対象市町村以外の会場での参加も可能とする。

(4) 研修会場の設定

受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場、又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場を、できる限り設定すること。

(5) 日程の設定

受講者が研修を受講しやすい日程、時間を設定すること。

(6) 講師の選定

研修科目・内容に対する専門的な知識及び経験を有している者を講師として選定すること。

(7) 研修で使用するテキスト等の準備

講師が選定する教材を使用するほか、受託者が作成した補足資料を使用することとする。

5 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、原則として受講者等が負担するものとする。

6 留意事項

- (1) 研修内容、実施時期、予算及び事業運営上重要な項目については、事前に県と協議すること。その他、研修の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。
- (2) 研修の実施状況及び研修受講者からの反応等について、県から報告を求められた場合は、誠実にこれに対応すること。
- (3) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた時、または本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議し決定すること。